

内閣参質二一三第六二号

令和六年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出二〇二二年八月二十七日放送のTBS「報道特集」の番組内容が放送法第四条違反である可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出二〇二二年八月二十七日放送のTBS「報道特集」の番組内容が放送法第四

条違反である可能性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に私人間の個別具体的な事件における裁判所の判断を前提としたお尋ねであれば、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、把握していない。

三について

放送番組は、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府としてお答えすることは差し控えたい。